○国土交通省告示第百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年十二月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年一月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－2042	一酸化炭素等発散防止装置　ＩＨＩシバウラ　Ｎ４ＬＤＩ－ＴＡ	吸入負圧：5.0kPa　排気圧力：13.0kPa	株式会社ＩＨＩシバウラ　長野県松本市石芝一丁目１番１号

○国土交通省告示第百十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年十二月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年一月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－2048	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＹＤＳ－Ｃ15	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：49.4kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：41.6kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：43.0kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：40.7kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：33.4kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：37.8kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
㊒ＧＳ－2049	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＹＤＳ－Ｃ18	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：46.1kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：44.5kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：43.0kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：55.5kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：53.6kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：52.6kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：47.2kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：46.9kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：44.2kPa	〃

○国土交通省告示第百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年十二月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年一月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2654	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＡＡＬＥＢ26	ホンダ　ＤＡＡ－ＦＲ４	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第百十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年九月十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2542	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ４－１	ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ700Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ710Ｓ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊒Ｇ－2547	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥＴ－１	〃	〃

○国土交通省告示第百十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年九月十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－1061	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＷＤＲ－４ＴＮＶ94ＣＨＴ	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：16.7kPa、吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：15.0kPa、吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.8kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

○国土交通省告示第百十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－94Ｒ－020005	オフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置　トヨタ　Ｒ８（ｂ）	トヨタ　ＺＲＲ80Ｇ－ＣＰＸＥＰ、トヨタ　ＺＲＲ80Ｇ－ＣＰＸＧＰ、トヨタ　ＺＲＲ80Ｇ－ＣＲＸＥＰ、トヨタ　ＺＲＲ80Ｇ－ＣＲＸＧＰ、トヨタ　ＺＲＲ85Ｇ－ＣＰＸＥＰ、トヨタ　ＺＲＲ85Ｇ－ＣＰＸＧＰ、トヨタ　ＺＲＲ85Ｇ－ＣＲＸＥＰ、トヨタ　ＺＲＲ85Ｇ－ＣＲＸＧＰ、ＺＷＲ80Ｇ－ＣＰＸＥＢ、ＺＷＲ80Ｇ－ＣＰＸＧＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地